

久山町立久山中学校給食業務委託
に係るプロポーザル実施要領

令和8年6月

久山町教育委員会 教育課

目次

1	業務名	1
2	業務の実施場所	1
3	業務内容	1
4	契約方法	1
5	業務期間	1
6	業務委託料の上限	1
7	参加資格要件	2
8	参加手続き	2
(1)	日程	2
(2)	担当部署	2
(3)	参加表明書等の提出	3
(4)	現地見学会	3
(5)	質疑の受付及び回答	3
(6)	企画提案書等の作成方法	3
(7)	企画提案書の提出	4
(8)	参加表明後の辞退	4
9	選定方法	4
(1)	評価の方法	4
(2)	企画提案説明日時	5
(3)	審査	5
(4)	結果通知	5
(5)	契約締結手続き	5
10	その他	5
(1)	著作権等	5
(2)	参加費用	5
(3)	提出書類	6
(4)	本町が提供した資料の取扱い	6
(5)	失格	6

久山町立久山中学校給食業務委託に係るプロポーザル実施要領

久山町では、久山町立久山中学校給食業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

本業務は、久山町立久山中学校において、令和8年8月28日（金）から学校給食を開始し、生徒及び教職員に対して安全・安心でバランスの取れた昼食を安定的に提供することを目的とする。

1 業務名

久山町立久山中学校給食業務委託

2 業務の実施場所

施設名	所在地	備考
久山町立久山中学校	久山町大字久原 3553 番地 3	

3 業務内容

別添「久山町立久山中学校給食業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約締結の協議に使用する仕様書は、本プロポーザルにより特定された契約候補者の企画提案内容等に応じて、その内容を変更する場合がある。

4 契約方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の定めに基づき、本プロポーザルにより特定された契約候補者と協議の上、本業務の契約を締結する。

5 業務期間

契約締結の日から令和11年7月31日まで

6 業務委託料の上限

本業務の委託料は、63,342,000円（消費税含む）を上限とする。

※上記の額は、予定数量に契約単価を乗じたものである。

※契約単価は、1食あたりの提案額から保護者負担額の300円を差し引いた額とする。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本件プロポーザルの公告日から当該審査日までの間に、久山町において入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (2) 久山町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (3) 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 申請書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (6) 当町と同規模又は同規模以上の自治体において、過去5年以内の主とした業務実績を有すること。
- (7) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記条件を全て満たすこと。

8 参加手続き

(1) 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおり

なお、下記日程は予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

実施内容	実施期日
参加表明書等の受付期間	令和8年6月15日～6月19日
一次審査	令和8年6月23日
一次審査結果の通知	令和8年6月23日
現地見学会	令和8年6月25日
質問の受付期間	令和8年6月26日～6月30日
企画提案書の受付期間	令和8年7月1日～7月6日
二次審査（企画提案）	令和8年7月14日
二次審査結果の通知	令和8年7月16日

(2) 担当部署

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632 番地
久山町教育委員会 教育課 学校教育係

TEL (092) 976-1111 (内線) 287 / FAX (092) 976-2463

E-mail : gakkoukyo@town.hisayama.fukuoka.jp

(3) 参加表明書等の提出

ア. 期 限 令和8年6月19日 午後5時まで (必着)

イ. 提 出 先 久山町教育委員会 教育課 (8(2)の担当部署と同じ)

ウ. 提 出 物 ①参加表明書 (様式第1号)

②印鑑証明書

③法人又は団体の概要

④役員名簿

⑤業務経歴書 (様式第2号)

⑥財務諸表

貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書 (各直近1事業年度分)

※令和6年・7年久山町競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、下記書類を併せて提出すること。

I 履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本)

II 法人税、事業税、消費税及び地方税の未納がないことを確認できる証明書

エ. 部 数 正本各1部、副本各6部

(4) 現地見学会

企画提案書の作成等のため、現地 (久山町立久山中学校) の見学を希望する場合は、事前に事務局と調整のうえ実施する。

(5) 質問の受付及び回答

ア. 期 限 令和8年6月30日 午後5時まで (必着)

イ. 提出方法 質問書 (様式第3号) を電子メール等にて提出すること。

ウ. 提 出 先 久山町教育委員会 教育課 (8(2)の担当部署と同じ)

エ. 回答方法 電子メール等で回答する。

(6) 企画提案書等の作成方法

ア. 1事業者1案の提案とする。

イ. 用紙サイズはA4版とし、縦左綴じとして製本すること。必要に応じてA3版織り込み可とする。文字のフォントサイズは10.5ポイント以上とする。

ウ. 提出部数は正本1部、副本6部 (副本は複写でも可) とする。

エ. 提案書の表紙には、タイトル「久山町立久山中学校給食業務委託 企画提案

書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印が必要）を記載すること。

オ. 本事業において、仕様書の内容以外に取り入れるべき事項があれば、加えて提案すること。

カ. 専門知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現で作成すること。

キ. 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認めない。

ク. 提案書は、次の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

番号	項目	概要
1	法人又は団体の概要	法人又は団体の概要を記述すること。
2	業務実績	過去5年間の市町村における業務の実績を記載すること。
3	本事業に対する取り組み	本事業の受託に関する基本的な考え方、及び具体的な取り組み方針について、仕様書の内容を踏まえて以下の項目を記載すること。 ①本事業の基本的考え方 ②実施体制（業務従事者の資格や実績も記載すること） ③事業内容（追加提案も含む）
4	町や関係機関との連携について	町や学校等の地域の関係機関との連携に対する考え方について
5	その他	上記事項以外に追記事項があれば記載すること。

(7) 企画提案書の提出

ア. 期 限 令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）

イ. 提 出 先 久山町教育委員会 教育課（8(2)の担当部署と同じ）

ウ. 提 出 物 ①企画提案書提出届（様式第5号）

②企画提案書

③見積書

※業務期間の合計（様式第4号）及び年度毎の委託料（任意様式）を記載すること。

④積算内訳書

エ. 部 数 正本各1部（表紙に会社名、押印）、 副本各6部（表紙に会社名）

(8) 参加表明後の辞退

参加表明書の提出以降、参加を取りやめる場合は、参加辞退届を提出すること。

提出期限は、令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）

9 選定方法

(1) 評価の方法

「久山町立中学校給食委託業者選定委員会」を設置し、企画提案書、各見積額積算内訳書及び提案内容から、別紙「久山町立久山中学校給食業務委託提案審査基準」により採点し、最高得点参加者を契約相手方候補者として決定する。

得点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、本町において、提案内容等を精査し、最優秀提案者を決定する。

ただし、総合計得点の60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として決定しない。

提出事業者が1者のみの場合であっても、審査を行う。

(2) 企画提案説明日時

一次審査を通過したものは、令和8年7月14日（火）にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する予定である。詳細については、電子メールにて通知する。

(3) 審査

プレゼンテーション及びヒアリングについては1提案者あたり次のとおりとする。

- ①審査時間 プレゼンテーション15分、ヒアリング15分、合計30分以内とする。
- ②出席者 各事業者3名まで
- ③準備物 パソコン等を使用する場合は各自準備
※スクリーン及びプロジェクターは当町で準備する。

(4) 結果通知

令和8年7月16日（木）に全提案事業者に書面にて通知する。

(5) 契約締結手続き

契約相手方候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。本業務は、業務実績に応じた単価契約とする。また、契約内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。なお、契約相手方候補者が契約を辞退したとき、または、応募資格要件を満たさなくなった場合は、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

10 その他

(1) 著作権等

- ① 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するが、本町は契約相手方候補者の公表等に必要の場合には申込時の提出の内容を無償で使用できるものとする。
- ② 行政文書開示請求があった場合は、久山町情報公開条例に基づき取り扱うこ

とする。

- ③ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(2) 参加費用

必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選考に参加するための経費は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出書類

本町に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 本町が提供した資料の取扱い

本町が提供する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この目的の範囲内であっても、本町の下承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、または内容を提示することを禁止する。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ① 申請書類の提出方法を遵守せず提出された場合。
- ② 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。
- ③ 記載すべき内容の全部又は、一部が記載されていない場合。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ⑤ 本要項に含む配布資料に示された内容に適合しない場合。
- ⑥ 選定の公平性に影響を与える不当な行為があったと認められる場合。